

松戸市公共工事の前金払取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、松戸市が発注する公共工事の適正かつ円滑な施工を図るため、前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 松戸市が発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定される土木建築に関する工事で同法別表第一の上欄に掲げるものをいう。
- (3) 設計・調査等 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量をいう。
- (4) 継続事業 継続費又は債務負担行為に基づく事業で、会計年度が2か年以上にわたるものをいう。
- (5) 契約金額又は出来高予定額 単年度事業においては「契約金額」、継続事業においては「当該会計年度における出来高予定額」とする。
- (6) 工期又は実施期間 単年度事業においては「工期」、継続事業においては、「当該会計年度における工事実施期間」とする。
- (7) 保証事業者 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社をいう。
- (8) 保証契約 保証事業法第2条第5項に定める保証契約をいう。
- (9) 設計担当課 前金払の対象となる契約案件の設計を担当した課をいう。

(前金払の対象)

第3条 前金払の対象となる公共工事は、建設工事で1件当たりの契約金額又は出来高予定額が500万円以上、設計・調査等で1件当たりの契約金額又は出来高予定額が300万円以上のものとする。

2 市長は、前項に規定する公共工事を発注しようとするときは、あらかじめ、入札参加者等に対し、規則第125条又は第136条第2項に規定する方法その他の方法により、これを明示するものとする。

(前金払の範囲及び割合)

第4条 市長は、次の各号に掲げる公共工事の経費について、当該各号に定める範囲内(ただし、算出した金額に10万円未満の端数があるときは、原則として当該端数金額を切り捨てた額)で前金払をすることができる。

- (1) 建設工事において、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費について、契約金額又は出来高予定額の10分の4以内。
- (2) 前号において、前払金の充当することができる経費は、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- (3) 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造において、当該建設コンサルタント及び地質調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該建設コンサルタント及び地質調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費について、契約金額又は出来高予定額の10分の3以内。
- (4) 測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費について、契約金額又は出来高予定額の10分の3以内。

(保証契約の締結)

第5条 前金払の対象となる公共工事の受注者が前払金を請求するときは、保証事業者と当該公共工事の工期又は実施期間を保証期間とする保証契約を締結しなければならない。

- 2 継続事業については、前会計年度末における出来高額が、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

(前金払の申請等)

第6条 前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出して、会計年度ごとに前金払を申請しなければならない。

- (1) 本市と第3条第1項に規定する前金払の対象となる公共工事の契約を締結したことを証する書類
- (2) 前払金申請書（第1号様式）
- (3) 保証事業会社の前払金保証証書（原本）
- (4) 保証事業会社の前払金保証約款
- (5) 前払金請求書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請書類の内容を審査の上、前払金を支払うものとする。

- 3 継続事業については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を請求することができない。

(前払金の追加請求等)

第7条 前条第2項の規定により前払金の支払いを受けた者は、当該前払金に係る契約に変更があったことに伴い、設計変更により当初の契約金額又は出来高予定額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額又は出来高予定額について、第4条の規定により計算した前払金の額から当該会計年度において既に支払いを受けた前払金の額を差し引いた額の前払金を追加して請求することができる。この場合において、追加払いの申請等については前2条の規定を準用する。

- 2 前条第2項の規定により前払金の支払いを受けた者は、当該前払金に係る契約に変更があったことに伴い、設計変更により当初の契約金額又は出来高予定額に著しい減額が生じたときは、当該会計年度において既に支払いを受けた前払金の額が、建設工事にあつては変更後の契約金額又は出来高予定額の10分の5、設計・調査等にあつては変更後の契約金額又は出来高予定額の10分の4を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。

(中間前金払の要件)

第8条 中間前金払の対象は、第3条及び第4条の規定により前払金の支払いを受けた建設工事で、次の各号に掲げる要件をすべて備えるものとする。

- (1) 工期又は実施期間が2分の1を経過していること。

- (2) 工程表により工期又は実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業（継続事業にあっては工程表により当該会計年度の前年度末までに実施すべきものとされている作業を除く。以下同じ。）が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額又は出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 規則第162条の規定による部分払により経費の支払いを受けていないこと。

2 第3条第2項の規定は、前項に掲げる要件に該当する建設工事について準用する。

（中間前金払の範囲及び割合）

第9条 市長は、前条第1項に規定する中間前金払については、第4条第1号に規定する工事の経費について契約金額又は出来高予定額の10分の2に相当する額の範囲内で中間前金払をすることができる。ただし、前金払及び中間前金払をする前金払の合計額は、契約金額又は出来高予定額の10分の6を超えることができない。

（中間前金払の認定請求等）

第10条 中間前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出して、会計年度ごとに中間前金払に係る認定請求をしなければならない。

- (1) 中間前金払認定請求書（第3号様式）
- (2) 工事履行報告書（第4号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の認定請求を受けたときは、設計担当課がその内容を審査の上、当該認定請求に係る建設工事が第8条第1項に掲げる要件に該当すると認めたときは、中間前金払認定調書（第5号様式）を当該認定請求をした者に交付するものとする。

（中間前金払の申請）

第11条 前条第2項の規定により中間前金払認定調書の交付を受けた者は、次に掲げる書類を会計年度ごとに市長に提出して、中間前金払を申請することができる。

- (1) 中間前払金申請書（第6号様式）
- (2) 保証事業会社の中間前払金保証証書
- (3) 保証事業会社の中間前払金保証約款
- (4) 中間前払金請求書（第7号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、当該申請書類の内容を審査の上、中間前払金を支払うものとする。

(中間前払金の追加請求等)

第12条 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る契約に変更があったことに伴い、設計変更により当初の契約金額又は出来高予定額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額又は出来高予定額について第9条の規定により計算した中間前払金の額から当該会計年度において既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。この場合において、追加払いの申請等については第5条及び前条の規定を準用する。

2 前条第2項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る契約に変更があったことに伴い、設計変更により当初の契約金額又は出来高予定額に著しい減額が生じたときは、当該会計年度において既に支払を受けた前払金及び中間前払金の合計額が、変更後の契約金額又は出来高予定額の10分の6の額を超えるときは、その超える額を当該中間前払金に係る請負契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。

(中間前払金の支払制限)

第13条 第11条第2項の規定により中間前払金の支払いを受けた者は、当該工事等について規則第162条の規定による部分払により経費の支払いを請求することができない。ただし、継続事業の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

(前払金及び中間前払金の使途)

第14条 前払金及び中間前払金の支払いを受けた者は、第4条各号に掲げる公共工事の経費以外に充当してはならない。

(前払金及び中間前払金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 当該公共工事の契約が解除されたとき。
- (2) 保証事業会社が保証契約を解除したとき。

2 市長は、前払金又は中間前払金の支払いを受けた者に対して、前項の規定によりその返還を請求した場合において、返還期限までにこれを返還しないときは、遅滞損害金を納付させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

前 払 金 申 請 書

年 月 日

（ 発 注 者 ）

松 戸 市 長

（ 受 注 者 ）

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記のとおり前払金を申請いたします。

工 事（委 託）名

工事（委託）場所

請負金額（委託料）

前払金申請金額

振 込 先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
	銀行 支店	普 通 (専用別口)	

第2号様式（第6条関係）

前 払 金 請 求 書

年 月 日

（ 発 注 者 ）

松 戸 市 長

（受 注 者）

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記のとおり前払金を請求いたします。

金

円

工 事（委 託）名

工事（委託）場所

請負金額（委託料）

振 込 先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
	銀行 支店	普 通 (専用別口)	

相手方（債権者）コード	枝 番

第3号様式（第11条関係）

中間前金払認定請求書

年 月 日

（発注者）

松 戸 市 長

（受注者）

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記の工事について、中間前払金の支払を申請したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 (A)	円
前払金受領済額(B)	円
中間前払金額(C)	円 (Aの20%以内、ただし(B+C)がAの60%以内であること。)
摘 要	

※ 添付書類 工事履行報告書（第4号様式）

第4号様式（第11条関係）

工事履行報告書

受注者

年 月 日現在

工 事 名				
工 事 場 所				
請 負 金 額	円			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日まで (工期の1/2に該当する日： 年 月 日)			
月 別	予定工程(%) A ()は工程変更後	実施工程(%) B	B－A (%)	備 考
年 月	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
(記載欄)				

監 督 員

現場代理人

主任(監理)
技術者

(注) 1 報告は、月報を標準とする。

2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。

3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

第5号様式（第11条関係）

中間前金払認定調書

受注者	
工事名	
工事場所	
契約日	年 月 日
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負金額	円
中間前払金額	円
摘要	
下記の工事について、進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日 松戸市長 印 (部 課)	

(注) 「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の2分の1を経過しているか。
- 3 出来高が50%以上であるか。

中間前払金申請書

年 月 日

（発注者）

松戸市長

（受注者）

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

工事契約に対する公共工事中間前払金として、下記のとおり申請いたします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 (A)	円
前払金受領済額(B)	円
前払金申請額(C)	円 (Aの20%以内、ただし(B+C)がAの60%以内であること。)
摘 要	

(注) 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 中間前払金保証証書
- 2 中間前払金保証約款
- 3 中間前払金請求書（第7号様式）

第7号様式（第12条関係）

中間前払金請求書

年 月 日

（発注者）
松 戸 市 長

（受注者）
住 所
商号又は名称
代 表 者 印

年 月 日付けで請負契約を締結した工事について、保証事業会社の保証証書を添えて、下記のとおり中間前払金の支払を請求します。

記

金 円

工 事 名

工 事 場 所

既前金払申請額 中間前金払申請額 前金払累計額
前 金 払 累 計 額 _____ 円 + _____ 円 = _____ 円

請負金額（出来高予定額） 前金払限度額
前 金 払 限 度 額 _____ 円 × 0.6 = _____ 円

振 込 先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
	銀行 支店	普 通 (専用別口)	

相手方（債権者）コード	枝 番

※ 中間前払金を申請した場合、部分払を行うことはできません。ただし、継続費による工事の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを行うことができます。